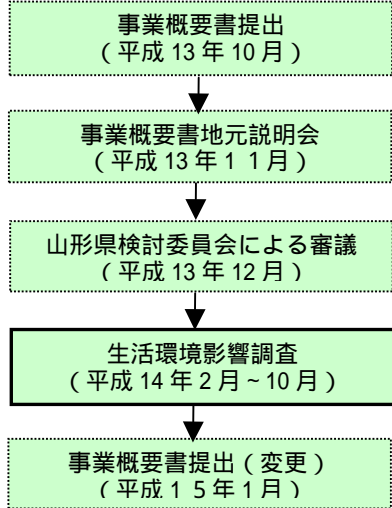


【酒田リサイクルセンターに関する主要手続き】

《絶縁油リサイクル施設》



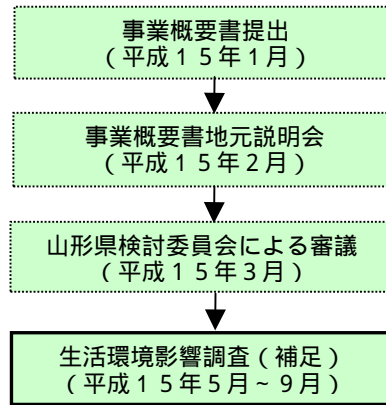
事業概要書は事業の全体計画を明らかにするもの。

関係住民に対し事業概要書に関する説明会を開催。説明会実施状況、住民意見に関する回答書を知事あてに報告。

山形県が検討委員会を開催し、事業概要書について審議。審議結果と酒田市の意見を踏まえて山形県知事が当社に県意見を通知。

廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施。

《変圧器リサイクル施設》



施設の構造、設計計算書、生活環境影響調査書を添付して知事に提出。両施設を一体の施設「東北電力酒田リサイクルセンター」として作成・提出し、以後一括審査。

関係住民に対し事前協議書等に関する説明会を開催。実施状況、住民意見に対する回答書を知事に報告。山形県の検討委員会で内容を審査。

建築基準法に定める「特殊建築物」に該当することから、都市計画上の支障の有無について審議。

廃棄物処理法に基づく設置許可申請と生活環境影響調査書の提出。

廃棄物処理法に基づく告示縦覧。山形県は酒田市、関係住民、専門家の意見を聞き審査。

- 法令による手続き
- 山形県の指導要綱による手続き
- 実施済みの手続き

リサイクル開始
(平成19年4月)